

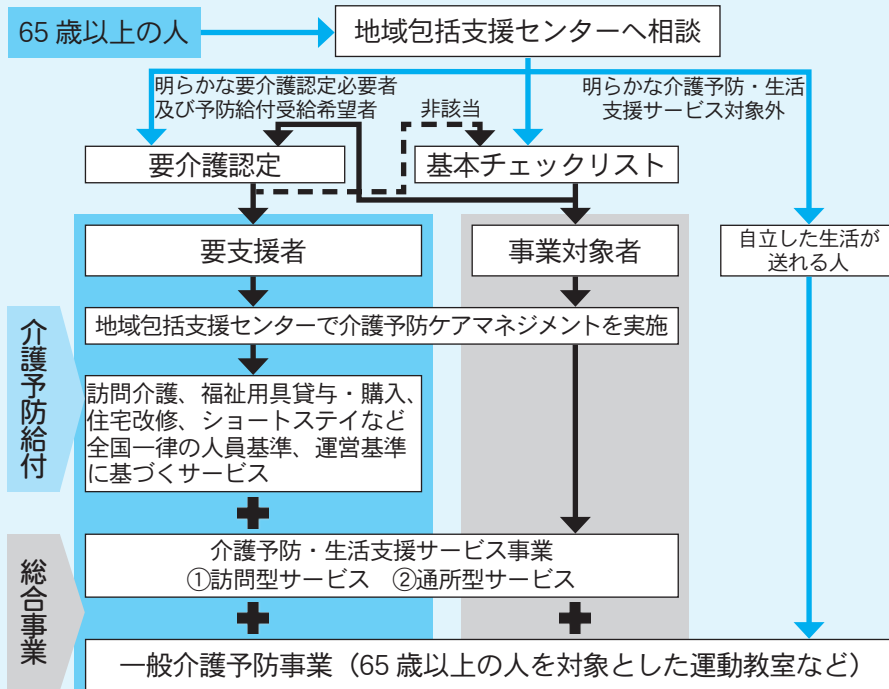
「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」が始まります

☎ 高齢者福祉課地域包括支援センター ☎ (93) 4981

市では、平成29年4月から要支援認定を受けた方が利用する介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）の2つのサービスを、全国一律の基準に基づくサービスから、市が実施する総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。

■サービスの流れ

サービスの利用にあたっては、基本チェックリストを実施するなどの手続きが必要です。地域包括支援センターでケアプランを作成し、サービスを利用することになります。



■よくある質問

- Q 介護予防・日常生活支援総合事業を実施すると何がかわるのですか
- A 要支援認定を受けた人でホームヘルプサービス、デイサービスのみを利用している人は、基本チェックリストを実施することで認定審査の更新手続きを省略することができます。
- Q 事業対象者はどのようにサービスを利用するのですか
- A 地域包括支援センターの担当者と相談のうえ、ケアプランを作成し、サービスを利用することになります。
- Q 要支援1・2の人（第2号被保険者（40～64歳）を含む）はこれまでどおりサービスは利用できますか
- A 要支援認定を受けた人が利用していたホームヘルプサービスとデイサービスは総合事業へ移行しますが、今までと同様のサービスを利用できます。また、訪問看護、ショートステイ、福祉用具の貸与などの在宅サービスも、今までと変わりなく介護予防給付により利用できます。
- Q 要介護1～5の人は何か変わりますか
- A 要介護認定の手続きやサービスの利用に変更はありません。また、身体状況に合わせて一般介護予防事業の利用が可能です。

- ※土・日曜日、祝日を除く
- 提出書類
- 申請書
- 本人確認書類
- 口座を確認できる書類
- 申請場所（郵送申請以外）
- すこやかセンター2階会議室3
- 日古台出張所
- （申請書の受け取りのみ）
- 支給額
- 1人につき1万5千円
- 申請方法
- 支給対象と思われる人に、市から申請書を3月10日（金）に発送しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
- ※平成28年1月1日時点で富里市に住民登録がない人は前住所から入手してください。
- 申請期間
- 3月13日（月）～
- 6月14日（水）

再登録の方法は、登録済みメールアドレスへお知らせを配信しますので、メールを参照して手続きしてください。

新規の登録方法は、今後「広報とみさと」と市公式ホームページでお知らせします。

☎ 市民活動推進課市民安全班 ☎ (93) 1114

4月から向台こども園で一時保育を開始

一時保育は、急な用事などで子どもを保育できなくなったときに、こども園や保育施設で保育する制度です。

☎ 申請先 向台幼稚園（向台こども園） ☎ (93) 2951

- こんなときに一時保育を利用できます
- 週2～3日外で働きたい
 - ボランティア活動などをするとき
 - けがや病気で通院するとき
 - 親族の看護をするとき
 - 出産のために入院するとき
 - 育児の負担を軽減したいなど
- 保育時間
- ▼月～金曜日
 - 午前 午前8時30分～午後0時30分
 - 午後 午後0時30分～4時30分
 - ▼土曜日
 - 午前 午前8時30分～正午
- 保育料
- ▼3歳未満
 - 1日利用 2,400円
 - 半日利用 1,200円
- 利用年齢
- 市内に居住する生後6ヶ月～就学前の児童

- ▼3歳以上
- 1日利用 1,200円
 - 半日利用 600円
- 利用方法
- 利用するためには、事前申請が必要です。
- 申請用紙は、3月13日（月）から向台幼稚園で配布します。
- その他
- 一時保育は、市内各保育施設でも実施しています。利用方法などは各施設に問い合わせてください。
- 市内の保育施設
- 葉山キッズ・ランド（市立） ☎ (93) 2800
 - 青空保育園（私立） ☎ (91) 6151
 - 富里保育園（私立） ☎ (93) 0155
 - こひつじ保育園（私立） ☎ (93) 1048

病児・病後児保育

病児・病後児保育とは、子どもが病気になり自宅での保育が困難な場合に、病院で一時的に保育する事業です。

- 対象
- 次の全てに該当する児童
- 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない、または病気の回復期にあり、入院治療は必要ないが、安静の確保に配慮する必要がある
 - 生後6か月～小学校3年生
 - 保護者の勤務、疾病、事故、出産、冠婚葬祭そのほか、やむを得ない理由で、家庭での保育が困難

- 実施施設
- 病児・病後児保育施設「ピピ」
- 七栄653-73
- （龍岡クリニック内）
- 開所日時
- 月～金曜日 午前8時30分～午後6時
 - 木曜日 午前8時30分～正午
- ※祝日、年末年始を除く
- 利用方法
- 利用するためには、事前登録が必要です。また、登録済みの人でも、年度更新が必要です。
- ※利用料金や登録方法など詳しくは問い合わせてください。
- ☎ 登録先 子ども課保育支援班 ☎ (93) 1174

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請受付

平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対し、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として実施されます。

- 対象
- 平成28年1月1日現在で、次の条件を満たす人
- 市に住民登録がある
 - 前回実施した平成28年度臨時福祉給付金を受給した
 - 平成28年度の住民税（均等割）が課税されていない
 - ※平成27年1～12月が算定基準です。
- ※本人が課税されていない場合でも、課税されている人に扶養されている場合は、支給対象外です。

防災・防犯メールが 変わります

市では、携帯電話、スマートフォンやパソコンで、気象警報や防災行政無線で放送をした内容などの情報を受け取れる「防災・防犯メール」の配信サービスを行っています。情報により迅速に配信するために、現在のメール配信サービスを、4月1日から新しいシステムに移行します。

メールアドレスの 再登録が必要です

現在のメールアドレスが、3月31日までに再登録が必要になります。

再登録の方法は、登録済みメールアドレスへお知らせを配信しますので、メールを参照して手続きしてください。

新規の登録方法は、今後「広報とみさと」と市公式ホームページでお知らせします。

☎ 市民活動推進課市民安全班 ☎ (93) 1114